

第 10 号議案

令和 5 年度吉田町一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定に基づき、
令和 5 年度吉田町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

令和5年度吉田町一般会計予算

令和5年度吉田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,664,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		5,338,240
	1 町 民 税	2,040,905
	2 固 定 資 産 税	2,728,581
	3 軽 自 動 車 税	114,252
	4 町 た ば こ 税	216,234
	5 都 市 計 画 税	238,268
2 地 方 譲 与 税		100,740
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	27,200
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	70,500
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,040
3 利 子 割 交 付 金		1,900
	1 利 子 割 交 付 金	1,900
4 配 当 割 交 付 金		22,800
	1 配 当 割 交 付 金	22,800
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		22,800
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,800

款	項	金額
6 法人事業税交付金		118,000
	1 法人事業税交付金	118,000
7 地方消費税交付金		804,500
	1 地方消費税交付金	804,500
8 環境性能割交付金		14,400
	1 環境性能割交付金	14,400
9 地方特例交付金		34,300
	1 地方特例交付金	34,300
10 地方交付税		516,000
	1 地方交付税	516,000
11 交通安全対策特別交付金		4,200
	1 交通安全対策特別交付金	4,200
12 分担金及び負担金		66,159
	1 分 担 金	2,662
	2 負 担 金	63,497

款	項	金額
13 使用料及び手数料		73,530
	1 使用料	59,891
	2 手数料	13,639
14 国庫支出金		1,066,987
	1 国庫負担金	800,241
	2 国庫補助金	256,959
	3 国庫委託金	9,787
15 県支出金		969,119
	1 県負担金	400,263
	2 県補助金	502,096
	3 県委託金	66,760
16 財産収入		18,055
	1 財産運用収入	8,453
	2 財産売却収入	9,602
17 寄附金		1,302,500
	1 寄附金	1,302,500

款	項	金額
18 繰入金		1,243,631
	1 特別会計繰入金	926
	2 基金繰入金	1,242,705
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		178,439
	1 延滞金、加算金及び過料	10,664
	2 町預金利子	31
	3 貸付金元利収入	750
	4 受託事業収入	180
	5 雑収入	166,814
21 町債		567,700
	1 町債	567,700
歳入合計		12,664,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		99,758
	1 議 会 費	99,758
2 総 務 費		2,190,362
	1 総 務 管 理 費	1,880,774
	2 徴 税 費	192,515
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	70,725
	4 選 挙 費	43,212
	5 統 計 調 査 費	1,784
	6 監 査 委 員 費	1,352
3 民 生 費		3,367,141
	1 社 会 福 祉 費	1,520,409
	2 児 童 福 祉 費	1,846,525
	3 生 活 保 護 費	203
	4 災 害 救 助 費	4
4 衛 生 費		1,985,087
	1 保 健 衛 生 費	1,985,087
5 労 働 費		3,029
	1 労 働 諸 費	3,029

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		477,830
	1 農 業 費	250,533
	2 林 業 費	9,467
	3 水 産 業 費	217,830
7 商 工 費		124,137
	1 商 工 費	124,137
8 土 木 費		1,460,015
	1 土 木 管 理 費	99,470
	2 道 路 橋 梁 費	387,495
	3 河 川 費	74,499
	4 都 市 計 画 費	869,948
	5 住 宅 費	28,603
9 消 防 費		452,161
	1 消 防 費	452,161
10 教 育 費		994,075
	1 教 育 総 務 費	248,002
	2 小 学 校 費	144,345
	3 中 学 校 費	78,166
	4 社 会 教 育 費	296,965
	5 保 健 体 育 費	226,597

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公 債 費		1,034,360
	1 公 債 費	1,034,360
13 諸 支 出 金		456,041
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 基 金 費	456,039
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出	合 計	12,664,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
吉田町環境基本計画策定 業務委託	令和6年度	4, 7 4 0 千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
庁舎エレベーター整備事業	千円 76,300	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
健康福祉センター空調設備整備事業	4,800	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後	
保健センター屋上防水改修事業	5,100	〃	においては、	
山崎頭首工補修事業	40,600	〃	当該見直し後の利率)	
漁港環境整備事業	32,500	〃		
大幡川水門設備改修事業	6,400	〃		
吉田町内道路舗装修繕事業	23,600	〃		
吉田町内橋梁維持補修事業	37,600	〃		
問屋堤線整備事業	16,400	〃		
三軒屋西の宮線整備事業	17,600	〃		
下片岡山通り線整備事業	15,600	〃		
中瀬北原1号線整備事業	8,100	〃		
中臨港線外舗装修繕事業	26,100	〃		
大幡川改修事業	15,200	〃		
吉田町内河川浚渫事業	12,100	〃		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央幹線整備事業	千円 17,900	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
津波浸水対策事業	2,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金	
小中学校防火扉整備事業	4,400	〃	について利率の見直しを行った後	
中央公民館非常用電源整備事業	1,900	〃	においては、当該見直し後の利率)	
臨時財政対策債	203,000	〃		
合 計	567,700			